

射水市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

射水市長 夏野元志

射水市条例第13号

射水市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について

射水市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成25年射水市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「、第79条第2項第1号、」に改め、「第115条の12第2項第1号」の次に「並びに第115条の22第2項第1号」を加える。

第3条の見出し中「及び指定地域密着型介護予防サービス事業」を「等」に改め、同条中「及び法第115条の12第2項第1号の規定により」を「の」に改め、「法人である者」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 法第79条第2項第1号、法第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。